

藤崎町の給与・定員管理等について（平成26年度）

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

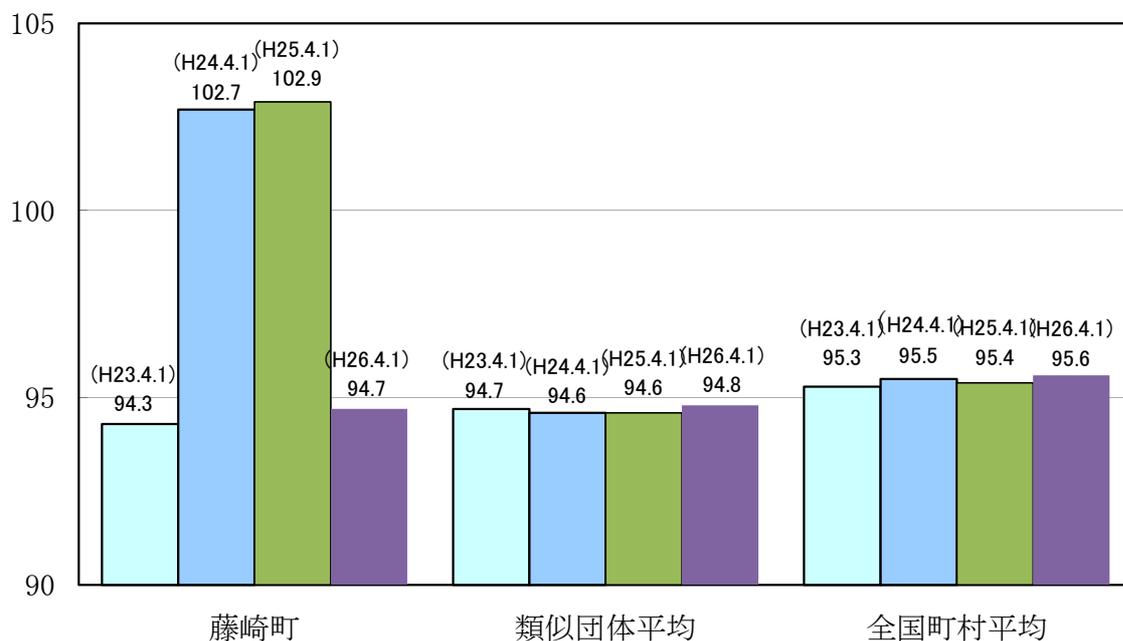
区 分	住民基本台帳人口 (25年度末)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
25年度	人 15,661	千円 10,401,074	千円 143,558	千円 1,122,683	% 10.8	% 16.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
25年度	人 127	千円 426,748	千円 45,144	千円 162,856	千円 634,748	千円 4,998	千円 5,519

- (注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。
 2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数です。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
 3 平成24年度及び平成25年度は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値です。

(4) 給与改定の状況

藤崎町は人事委員会を設置していないため、省略します。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

① 給料表の見直し

【給料表の改定実施時期】 平成27年4月1日

【内容】 一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。また、初任層については、引下げなし、高齢層については、最大4%引下げ。なお、激変緩和のため、4年間（平成31年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

藤崎町は地域手当に該当しないため、省略します。

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施しています。（平成27年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成26年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
藤崎町	44.2 歳	321,800 円	349,800 円	340,105 円
青森県	43.4 歳	335,401 円	421,368 円	375,393 円
国	43.5 歳	335,000 円	—	408,472 円
類似団体	42.8 歳	313,913 円	358,085 円	339,175 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
藤崎町	52.5 歳	8 人	304,300 円	320,900 円	320,300 円	—	—	—	—
うち学校給食員	50.0 歳	1 人	314,300 円	314,300 円	318,600 円	調理士	42.3 歳	190,900 円	1.65
うち用務員	53.4 歳	3 人	296,100 円	316,400 円	319,300 円	用務員	54.3 歳	199,300 円	1.59
うち自動車運転手	52.5 歳	4 人	308,000 円	325,900 円	321,600 円	自家用自動車運転手	58.8 歳	222,900 円	1.46
青森県	48.2 歳	398 人	306,800 円	343,977 円	330,483 円	—	—	—	—
国	50.1 歳	3,119 人	287,992 円	—	326,611 円	—	—	—	—
類似団体	48.4 歳	12 人	287,093 円	311,328 円	300,724 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
藤崎町	5,083,800 円		
うち学校給食員	5,015,600 円	2,560,000 円	1.96
うち用務員	5,009,000 円	2,747,000 円	1.82
うち自動車運転手	5,156,700 円	3,118,000 円	1.65

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているものを使用しています。（平成23年～平成25年の3ヵ年）
 ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベース「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされています。
 また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため国家公務員と同じベース（=時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況（平成26年4月1日現在）

区 分		藤 崎 町	青 森 県	国
一般行政職	大 学 卒	172,200 円	174,200 円	172,200 円
	高 校 卒	140,100 円	142,100 円	140,100 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（平成26年4月1日現在）

区 分	学 歴	経験年数		
		10年以上15年未	15年以上20年未	20年以上25年未
一般行政職	大 学 卒	276,000 円	309,500 円	350,400 円
	高 校 卒	202,000 円	285,100 円	315,500 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	270,700 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円

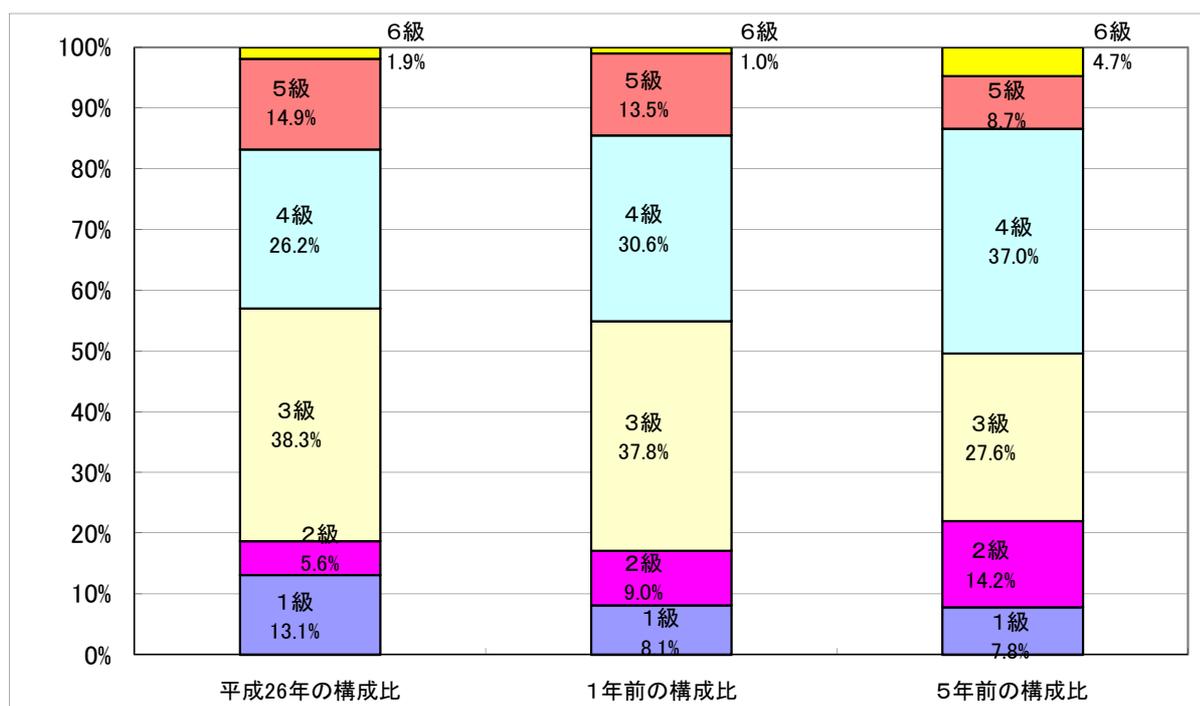
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成26年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数（人）	構成比（％）	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事・主事補	14 人	13.1 %	135,600 円	243,700 円
2 級	主査・主事	6 人	5.6 %	185,800 円	307,800 円
3 級	課長補佐・係長	41 人	38.3 %	222,900 円	354,700 円
4 級	課長補佐	28 人	26.2 %	261,900 円	388,300 円
5 級	課長	16 人	14.9 %	289,200 円	400,600 円
6 級	課長	2 人	1.9 %	320,600 円	422,600 円

(注) 1 藤崎町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

人事評価制度をまだ導入していないため、通常は「良好」の区分を適用し、人事評価以外の勤務成績が劣る者は下位の区分を適用している。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

藤 崎 町	青 森 県	国
1人当たり平均支給額 (25年度) 1,283 千円	1人当たり平均支給額 (25年度) 1,497 千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 1.35 月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.40) 月分 (0.65) 月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況 (一般行政職)

人事評価制度をまだ導入していないため、通常は「良好」の区分を適用し、人事評価以外の勤務成績が劣る者は下位の区分を適用している。

(2) 退職手当 (平成26年4月1日現在)

藤 崎 町	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年	(支給率) 自己都合 応募認定・定年
勤続20年 21.62 月分 27.025 月分	勤続20年 21.62 月分 27.025 月分
勤続25年 30.82 月分 36.57 月分	勤続25年 30.82 月分 36.57 月分
勤続35年 43.70 月分 52.44 月分	勤続35年 43.70 月分 52.44 月分
最高限度額 52.44 月分 52.44 月分	最高限度額 52.44 月分 52.44 月分
(その他の加算措置) 定年前早期特例措置：2~45%加算 調整額：在職中の職責等による貢献度に基づく加算 (0~33,350円) × 60ヶ月 退職時特別昇給：なし	(その他の加算措置) 定年前早期特例措置：2~45%加算 調整額：在職中の職責等による貢献度に基づく加算 (0~79,200円) × 60ヶ月 退職時特別昇給：なし
(平成25年度1人当たり平均支給額) 勸奨・定年：20,036千円	(1人当たり平均支給額) —

(注) 退職手当の1人当たりの平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当

藤崎町は地域手当に該当しません。

(4) 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

支給実績（普通会計25年度決算）				0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（普通会計25年度決算）				0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（普通会計25年度）				0.0 %
手当の種類（手当数）				2
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務		左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業手当	右記の作業に従事した職員	感染症患者若しくはその疑いのある患者の救護又は感染症菌の附着若しくはその疑いのある物件等に係る作業に従事したとき		500円/日
死体取扱手当	右記の作業に従事した職員	火葬及び行旅病死人等の死体処理作業に従事したとき		800円/体

(5) 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	8,038 千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	82 千円
支給実績（24年度決算）	7,985 千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	61 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（25年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（平成26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)	
扶養手当	配偶者		同		14,452千円	212,529円	
	1人目	配偶者有					6,500円
		配偶者無					11,000円
	2人目以上						6,500円
15歳到達後最初の4月1日から22歳到達後最初の3月31日までにある子の加算		1人につき5,000円					
住居手当	借家・借間	〔12,000円以上の家賃〕 1) このうち月額23,000円以下の場合 家賃-12,000円 2) 月額23,000円を超える場合 (家賃-23,000円) × 1/2 + 11,000円 (支給限度額27,000円)	同		3,479千円	217,437円	

通勤手当	交通機関利用者 運賃等55,000円以下の場合、全額支給 交通用具使用者 2km～60km=2,000円～24,500円	同		3,867千円	42,033円		
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員について、その職務の特殊性に基づき支給 支給額：20,000円～35,000円			5,217千円	306,882円		
寒冷地手当	毎年11月から翌年3月までの各月の初日において在職する職員に対して支給 (支給月額)	同		8,468千円	67,744円		
	世帯主					扶養親族あり	17,800円
						扶養親族なし	10,200円
	その他の職員				7,360円		

5 特別職の報酬等の状況（平成26年4月1日現在）

区分		給料		月額		等
給料	町長	648,000 円	(720,000 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額		812,000 円 / 556,200 円
		523,800 円		661,000 円 / 514,400 円		
	副町長	243,000 円	(256,000 円)	338,000 円 / 243,000 円		
		213,000 円		261,000 円 / 209,000 円		
		204,000 円		241,000 円 / 183,300 円		
	議員	215,000 円	() は減額措置を行う前の金額です。			
期末手当	町長	(25年度支給割合)		2.85 月分		
	副町長	(25年度支給割合)		2.85 月分		
退職手当	町長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)		
	副町長	給料月額×在職月数×0.455	15,724,800円	任期毎		
		給料月額×在職月数×0.265	7,403,040円	任期毎		
	備考					

(注) 1 給料及び報酬の () 内は、減額措置を行う前の金額です。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

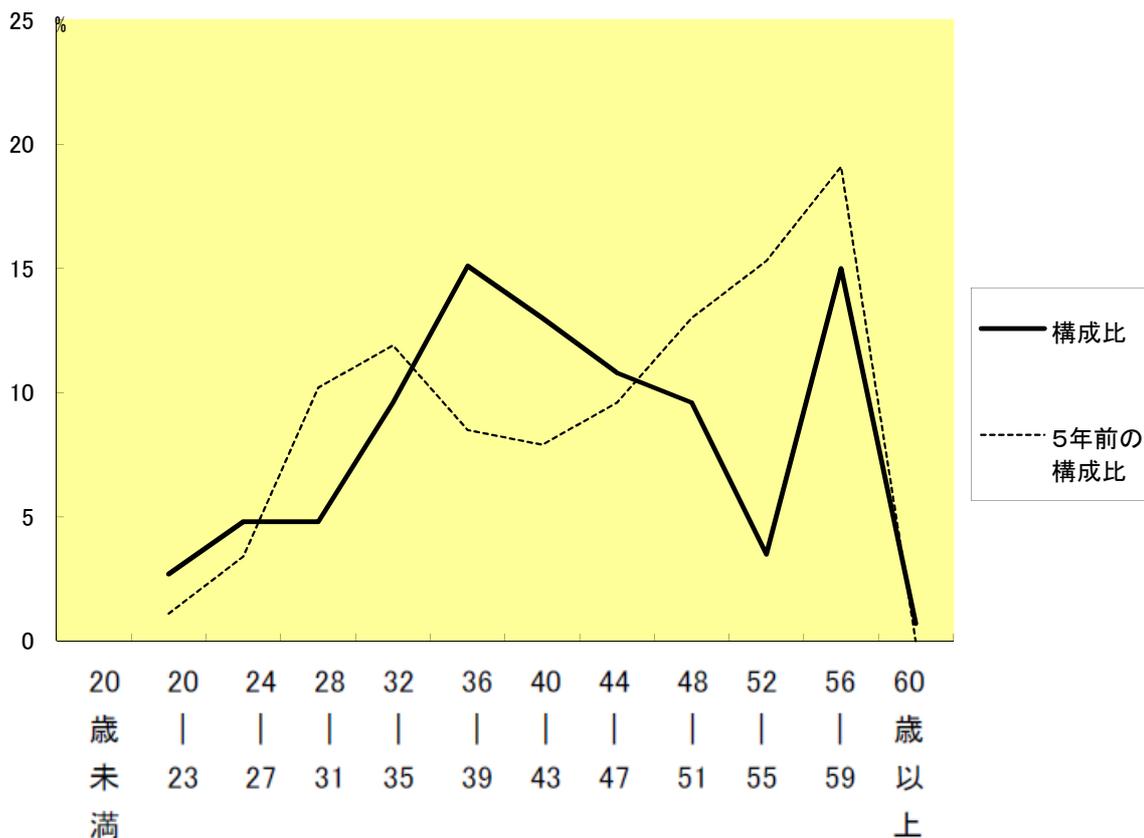
(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			平成25年	平成26年		
普通 会計部門	一 般 行 政 部 門	議会	3	3		
		総務	42	40	△ 2	総務体制の見直しなど
		税務	11	12	1	収納体制の強化
		農水	12	13	1	業務量増加による増員
		商工				
		土木	13	13		
		民生	9	9		
衛生		13	14	1	休職者の課付	
	計	103	104	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 66.41 人 (類似団体 87.16人)	
	教育部門	24	23	△3	事務の民間等委託	
	消防部門					
	小 計	127	127	△ 5	<参考> 人口1万人当たり職員数 81.09 人 (類似団体 107.10人)	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	水道	4	5			
	下水道	4	3			
	その他	11	11	△ 2	事務の統廃合縮小 後期高齢者医療広域連合派遣終了	
	小 計	19	19	△ 2		
合 計			146	146	△ 7	<参考> 人口1万人当たり職員数 93.23 人
		[167]	[167]			

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数（教育長を含む）です。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2)年齢別職員構成の状況（平成26年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳以上	計
職員数	人	人 4	人 8	人 9	人 12	人 17	人 23	人 12	人 15	人 19	人 26	人 1	人 146

(3)職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	114	112	108	105	103	104	▲ 10 (▲ 8.8 %)
教育	34	31	27	27	24	23	▲ 11 (▲ 32.4 %)
消防							(%)
普通会計 計	148	143	135	132	127	127	▲ 21 (▲ 14.2 %)
公営企業等会計 計	23	21	21	21	19	19	▲ 4 (▲ 17.4 %)
総合計	171	164	156	153	146	146	▲ 25 (▲ 14.6 %)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総 費 用 A	純 損 益 又 は 実 質 収 支	職 員 給 与 費 B	総 費 用 に 占 め る B / A	(参考) 24年度の総費用 に占める職員給与比率
25年度	千円 327,080	千円 24,089	千円 32,981	% 10.1%	% 10.8

区 分	職 員 数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり 給与費 B / A	(参考) 水道事業市町村 一人当たり給与費
		給 料	職 員 手 当	期 末 ・ 勤 勉 手 当	計 B	一人当たり給与費	
25年度	人 4	千円 16,164	千円 1,184	千円 5,720	千円 23,068	千円 5,767	千円 6,123

(注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。

2 職員数は、平成26年3月31日現在の人数です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (平成26年4月1日)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
藤崎町	45.5 歳	342,675 円	480,583 円
水道事業市町村団体平均	45.0 歳	342,822 円	509,358 円
事業者	— 歳	— 円	— 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末・勤勉手当

藤 崎 町 (水道事業)	水道事業市町村平均
1人あたり平均支給額 (25年度) 1,430 千円	1人あたり平均支給額 (25年度) 1,456 千円
(25年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 1.35 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 なし	

イ 退職手当（平成26年4月1日）

藤 崎 町（水道事業）			水道事業市町村平均		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	- 月分	- 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	- 月分	- 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	- 月分	- 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	- 月分	- 月分
（その他の加算措置）			（その他の加算措置）		
定年前早期特例措置：2～45%加算					
調整額：在職中の職責等による貢献度に基づく加算 （0～33,350円）×60ヶ月					
退職時特別昇給：なし					
（1人当たり平均支給額）			（1人当たり平均支給額）		
- 千円			13,934千円		

(3) 地域手当

藤崎町は地域手当に該当しないため省略します。

(4) 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）				0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）				0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（25年度）				0.0 %
手当の種類（手当数）				2
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
感染症防疫作業手当	右記の作業に従事した職員	感染症患者若しくはその疑いのある患者の救護又は感染症菌の附着若しくはその疑いのある物件等に係る作業に従事したとき	500円/日	
死体取扱手当	右記の作業に従事した職員	火葬及び行旅病死死人等の死体処理作業に従事したとき	800円/体	

(5) 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	229 千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	77 千円
支給実績（24年度決算）	1,652 千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	46 千円

(6) その他の手当 (平成26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 同異	一般行政職 の制度と 異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	内容と支給単価は藤崎町と同様	同		564千円	188,000円
住居手当	〃	同		588千円	294,000円
通勤手当	〃	同		50千円	49,200円
管理職手当	〃	同		333千円	333,000円
寒冷地手当	〃	同		318千円	79,500円